

令和2年10月27日
記 者 発 表

保健所体制の充実について：11月1日～

- 保健所職員は、疫学調査や感染者および濃厚接触者の健康観察など感染拡大防止に専念出来る体制を堅持する必要がある。
- 現状では、集団感染発生時に県立保健所間の相互支援を実施しているが、今後、感染拡大が懸念される中、必要に応じて県立保健所管内市町村の保健師が管轄保健所を支援する体制を整備する。
- また、公益社団法人和歌山県看護協会とも契約し、看護職が県立保健所を支援する体制を整備する。

